

(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画策定支援業務委託（以下「本業務」という。）について、適切な業務遂行能力を有した受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続きについて定めるものである。

本業務の遂行に当たっては、本区の地域特性、地域力向上や市民協働に関する他の自治体の政策動向、社会情勢等を十分に理解した上での課題の抽出や、それらに対応する施策の提案を行う能力を要する。また、当該計画の策定のために実施する策定委員会（委員に有識者含む。）や墨田区地域力育成・支援推進本部及び同幹事会において、専門的見地や同様の業務経験によりその運営を支援する能力も要する。

そのため、本要領に基づき、課題の抽出及び整理方法、計画の構成、策定委員会等の運営方法に対する助言等について提案を求めるため、プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 件名

(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画策定支援業務委託

(2) 概要

別紙「仕様書」のとおり

3 提案限度価格

5,000,000 円（税込）

4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成 18 年 9 月 20 日 18 墨総契第 387 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 5 月 16 日 23 墨総契第 135 号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行できる人的・物的能力及び財務能力を有していること。
- (6) 法人格を有する団体であり、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしていない者。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立をしていない者。
- (9) 過去 5 年間に墨田区と同等程度の人口を有する他自治体又は東京都内の他市区において、同種（類似）の業務を行った実績を有すること。

5 スケジュール（予定）

	項目	日程（提出期限）
1	公募開始・実施要領等配布	令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）
2	質問書の提出期限	令和8年2月9日（月）午後5時
3	質問に対する回答	令和8年2月12日（木）（予定）
4	参加表明書の提出期限	令和8年2月17日（火）午後5時
5	企画提案書等の提出期限	令和8年2月20日（金）午後5時
6	委託事業者選定委員会開催通知発送	令和8年2月25日（水）
7	委託事業者選定委員会	令和8年3月上旬
8	審査結果通知発送	令和8年3月上旬
9	契約締結	令和8年4月1日（水）（予定）

6 実施要領及び必要書類の掲載

（1）配布期間

令和8年2月2日（月）～令和8年2月20日（金）

（2）配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

7 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（1）受付期限 令和8年2月9日（月）午後5時【必着】

※ 受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

（2）受付方法 任意様式により電子メールで提出すること。その際、メール本文に担当部署、担当者名、電話番号、メールアドレス等を記載すること。

なお、電話、FAX及び訪問による質問の受付は一切行わない。

提出先メールアドレス : katsudosuishin@city.sumida.lg.jp

※受信確認のため、提出後電話により連絡すること。

（3）回答方法 令和8年2月12日（木）（予定）に、競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのあるものを除き、質問者名を伏せた上で、質問をしたすべての事業者へ電子メールで通知する。

8 参加表明書の提出

（1）提出期限 令和8年2月17日（火）午後5時【必着】

（2）提出先 墨田区地域力支援部地域活動推進課

電話 : 03-5608-6202

メールアドレス : katsudosuishin@city.sumida.lg.jp

（3）提出方法 電子メールで提出すること。

※受信確認のため、提出後電話により連絡すること。

（4）提出書類 参加表明書（様式1）

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時【必着】
- (2) 提出先 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区地域力支援部地域活動推進課（墨田区役所14階）
電話：03-5608-6202
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留）により送付すること。
※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。
- (4) 提出書類

書類	様式
企画提案書等提出届	様式2
企画提案書	任意様式（A4）
業務実施体制調書	様式3
業務工程表	任意様式（A4）
見積書及び見積内訳書	任意様式（A4）
法人概要書	様式4（パンフレット等がある場合は添付）
業務実績書	任意様式（A4）
同意書	様式5

企画提案書には、以下の項目も含めて記載すること。

【記載必須項目】

①業務の実施方針

本業務に対する基本的な考え方を200字程度で記入

②業務の実施手法

具体的な業務の進め方等を200字程度で記入

③現状分析及び課題認識

近年の社会情勢や今後の社会動向のほか、本区の地域特性、現行の「墨田区地域力育成・支援計画」等を踏まえ、本区が今後策定する「(仮称) 墨田区地域力育成・支援計画」についてどのように考えるか、また、本業務のポイント等を400字程度で記入

④提案概要

本業務の実施に当たり、「③現状分析及び課題認識」を踏まえた上で、効果的と思われる計画の構成、策定委員会及び墨田区地域力育成・支援推進本部及び同幹事会の運営方法に対する助言等についての提案等を600字程度で記入

⑤業務スケジュールの概要

本業務におけるスケジュールの概要を記入

- (5) 提出部数 9部（正本1部、副本8部）（副本：企画提案書等提出届、法人パンフレット及び同意書を除いたもの。）

※全ての提出書類について、事業者名及び事業者が特定できないようにすること。

10 事業者の選定方法

- (1) 事業者選定の方法

① 第1次審査

令和8年2月20日（金）午後5時の公募締切までに企画提案書等提出届及び企画書を提出した全ての参加者について、参加要件及び提出書類の不備について確認を行う。なお、第1次審査では提案内容による審査は行わないものとする。

第1次審査結果については、令和8年2月25日（水）発送予定の委託事業者選定委員会開催通知と合わせて通知する。

② 第2次審査

第1次審査の通過者を対象として、委託事業者選定委員会による第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を開催し、受注候補者を選定する。

（2）選定委員会日程

令和8年3月上旬

詳細な日時、会場等については第1次審査の通過者に対し、令和8年2月25日（水）に通知する。

（3）選定委員会における選定方法

- ① 企画提案者によるプレゼンテーション（15分）を行う。
- ② 選定委員によるヒアリング（10分程度）を行う。
- ③ 次項の選定基準に基づき、評価をする。
- ④ 各選定委員の採点を集計し、順位を決定する。
- ⑤ 順位の最上位の者を受注候補者に決定する。

（4）審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・類似業務の経験や実績は豊富であるか
執行体制、担当者の能力	<ul style="list-style-type: none">・業務の執行体制・人員は適切か
資料作成能力	<ul style="list-style-type: none">・資料等は明瞭かつ簡潔であるか・読みやすく、理解しやすい資料であるか
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・作業工程等が具体的に示されているか・スケジュールは適切か
現状分析、課題認識	<ul style="list-style-type: none">・現状等を分析する能力は優れているか・課題等の視点、着眼点は的確であるか
業務提案能力	<p>【業務内容の理解度・業務遂行の信頼性】</p> <ul style="list-style-type: none">・要領、仕様書の内容を的確に反映し、高い専門的知識が生かされた内容となっているか。・策定委員会や墨田区地域力育成・支援推進本部及び同幹事会の運営に対する助言等に関する円滑なサポートが期待できるか。・本区実施の墨田区地域力育成・支援計画改定に係る調査結果を、計画策定においてどのように活用するのか等、効果的な手法が示されているか。 <p>【業務遂行の独創性・実現性】</p> <ul style="list-style-type: none">・新たな提案が示され実現性の観点からも適切な内容となっているか。 <p>【地域理解度】</p> <ul style="list-style-type: none">・他自治体の最新の動向及び本区の地域力向上施策の特徴や課題など、現状を十分に理解した内容となっているか。
見積書	<ul style="list-style-type: none">・本業務に係る経費見積りは、経費内訳や積算根拠が明確であるか・十分な費用対効果が得られるか

プレゼンテーション力	・業務への意欲や熱意が感じられるか ・説明や質問への応答などは適切か
------------	---------------------------------------

(5) 選定結果の通知

第2次審査に参加した者に対し、審査会実施日の翌日以降速やかに文書にて通知する。また、墨田区プロポーザル方式実施要綱第10条に基づき契約締結後、区ホームページにて選定結果を掲載する。なお、選定結果についての異議は一切受け付けない。

1.1 契約手続

(1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）の規定に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。

(2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

1.2 その他

- (1) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。
- (2) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があつても参加の意思がないものとみなす。
- (3) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。
- (4) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。
- (6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。
- (7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。
 - ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき
 - イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき
- (8) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

1.3 問合せ・提出先

墨田区地域力支援部地域活動推進課 原・石床

電話：03-5608-6202 FAX：03-5608-6934

メールアドレス：katsudosuishin@city.sumida.lg.jp